

活用してみませんか？

環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業

村では、茨城県慣行栽培基準の半分以下の化学合成農薬・化学肥料を使用して栽培する「環境にやさしい農産物」の供給と村内の農業の振興を図ることを目的として、あらかじめ定めた65種類の農作物を、**茨城県特別栽培農産物の認証**または、**JAS規格による有機農産物の認証**を受けた上で、村内の畑地で生産・出荷した場合、**10アール当たり4万円**（1作物50アール・5年を限度）を助成します。

化学合成農薬・化学肥料の削減に努めます。



* ポイント *

● 助成対象

- 村内在住の農家
- 村内在住の5人以上で組織された、村内の農地を30アール以上耕作している営農集団（農業法人を除く）。

● 茨城県特別栽培農産物とは

化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤・除草剤等の使用回数を含む。）および化学肥料の窒素分量が、県が定めた基準以下で栽培された農産物。

● 有機農産物とは

種まき前2年以上、栽培期間中も禁止された農薬や化学肥料を使用しないで栽培された農産物。

お問い合わせ

東海村農業支援センター

☎029-287-7867